

## 令和5年度

# 横浜市職員採用選考（歯科衛生士）受験案内

令和5年8月  
横浜市健康福祉局

第一次選考日 令和5年9月13日（水）  
第二次選考日 令和5年10月24日（火）

【申込受付期間】

### ●郵送のみ●

令和5年8月2日（水）～ 令和5年8月18日（金）消印有効  
※簡易書留

## 1 選考区分、採用予定人員及び職務概要

〔 配属先・採用予定人員については、現時点における予定に基づくもので、今後変わることがあります。 〕

選考区分	国籍	採用予定人員	職務概要
歯科衛生士	国籍は問いません	数人	主に区役所（福祉保健センター）などで、次の歯科口腔保健に関する事業に従事します。 （母子、成人、高齢期、障害児・者等、生涯を通じた歯科口腔保健推進のための事業運営、歯科口腔保健指導、相談のほか、これらの分野の歯科保健施策の企画・調整等）

### 【注意事項】

企業局を含む、横浜市的全組織に配属される可能性があります。

## 2 受験資格

### ◆ 下記(1)(2)いずれの要件も満たす者

- ※ 試験の過程で、受験資格がないことが明らかになった場合は、それ以降の試験は受験できません。この場合、受験を無効とさせていただきます。
- ※ 最終合格発表後に受験資格を満たしていないことが判明した場合は、合格を取り消します。  
なお、資格・免許取得の見込みを要件として受験した人は、この採用試験に合格しても、卒業・修了や資格・免許を取得できなかった場合には採用することができません。採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

- (1) **昭和 49 年 4 月 2 日以降に出生した者**
- (2) 歯科衛生士の免許を有する者又は令和 6 年 12 月中に免許取得見込みの者

### ◆ 次の(ア)、(イ)に該当する者は受験できません。

#### (ア) 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する者

##### 地方公務員法（抜粋）

（欠格条項） 第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- (イ) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものの以外）

## 資格・免許の証明に係る提出書類

選考申し込み時に（1）または（2）を提出してください。

- (1) 既に歯科衛生士の免許を有する場合は免許証の写し 1 通
- (2) 歯科衛生士の免許取得見込みの場合  
免許に係る学校、養成施設の卒業・修了（見込）証明書 1 通

### 3 選考の日時、会場及び合格発表

	日時	合格発表日
第一次選考	<b>専門（記述式）、一般論文</b> 令和5年9月13日（水）  <b>【場所】</b> 横浜市研修センター 〒231-0023 横浜市中区山下町 72-1  <b>【アクセス（地図）】</b> <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/jinzai/access.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/jinzai/access.html</a>  <b>【着席（予定）】</b> 午後1時15分 <b>【選考終了（予定）】</b> 午後4時30分	<b>10月13日（金）</b> 午前10時 （予定）
第二次選考	<b>面接</b> 令和5年10月24日（火）  ※第二次選考は第一次選考合格者のみ実施します。 ※集合時間や会場の詳細は第一次選考合格者に通知しますので、必ず確認してください。	<b>最終合格発表</b> <b>12月8日（金）</b> 午前10時 （予定）

合格発表場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市ホームページに掲載します。</li> </ul> URL: <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kenko/sonota/dhsaiyou/index.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kenko/sonota/dhsaiyou/index.html</a>  <u>※ 通知書が郵便事情などにより、延着、不着となる場合もありますので、合否は必ずホームページにて確認してください。</u>
合格・不合格通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一次・第二次選考受験者には、<u>合否にかかわらず</u>文書で通知します。</li> <li>通知は、各合格発表日に発送します。</li> </ul>

・最終合格者には、合格通知に当該選考の総合順位及び総合得点を記載して送付します。なお、順位及び成績は、配属に影響するものではありません。

・合否についての電話による問合せは一切お断りします。健康福祉局では、合否に関するメール、電話などのサービスの取扱いは一切していません。

## 4 選考の内容及び出題分野

	選考科目	選考時間	内 容
第一次選考	専門 (記述式)	1 時間 30 分	専門知識についての筆記選考（出題分野は下表【専門科目出題分野】を参照してください。）
	一般論文	1 時間	与えられた課題に対する記述式の一般論文（800 字以内）
第二次選考	面接		個別面接

### 【専門科目出題分野】

出 題 分 野
歯科衛生士として必要な専門知識、見解

## 5 合格者の決定及び配点

- (1) 第一次選考の合格者は、第一次選考の結果により決定します。
- (2) 第二次選考の合格者は、第一次選考の結果を下表に示した点数を満点として換算し、第二次選考（面接）の結果と総合して決定します。
- (3) どの選考段階においても、いずれかの選考科目が一定の基準に達しない人は、他の成績にかかわらず不合格とします。

	第一次選考		第二次選考	総合点
	専門(記述式)	一般論文	面接	
第一次選考	100	100	—	200
第二次選考	20	20	300	340

※ 小数点以下の点数は切り捨てます。

## 6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後に、本試験の過程において不正行為が判明した場合、又は受験資格がないことや、申込書記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。
- (3) 採用の時期は、原則として令和6年4月となりますが、状況により本人の同意を得て、それ以前にも随時採用される場合があります。
- (4) 合格から採用までの間に、採用するにふさわしくない非違行為等があった際には、採用されない場合があります。
- (5) 外国籍の人で採用されるのは「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び「特別永住者」の人です。
- (6) 年齢・経験にかかわらず「職員Ⅰ」として採用されます。  
 ※ 横浜市的一般職員は、昇任段階により職員Ⅰ～Ⅲの三つに分かれており、その中で職員Ⅰ（市職員としての基礎を身に付け高めつつ、新しい視点で職場の活性化に取り組む職員）として採用されます。
- (7) 職員の定年年齢は、「横浜市一般職職員の定年等に関する条例」により、61歳に到達した年度の年度末と定められています。（令和5年4月時点）※定年年齢は、令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年4月に65歳となります。

## 7 給与

給与月額例（地域手当を含む。）	
・ 大学新規卒業者	→ 212,396円
・ 短期大学卒業者	→ 191,052円
・ 22歳で大学を卒業と同時に歯科衛生士免許を取得後、歯科衛生士として民間病院における職務経験が10年あり、採用時の年齢が32歳の場合	→ 277,240円

職員の給与は、「横浜市一般職職員の給与に関する条例」などにに基づき支給されます。

令和5年4月現在の初任給の目安は上表のとおりです。なお、職歴の有無・内容に応じて決定するため、金額は異なります。上限額は340,576円となります。

このほか、通勤状況、住まいの状況などに応じて、通勤手当、住居手当などが支給されます。また、採用されるまでに条例などの改正等が行われた場合には、その定めるところによります。

## 8 勤務時間及び休暇等

### (1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分（休憩時間正午～午後1時）までです（必要に応じて超過勤務が発生する場合があります。）。

### (2) 休暇

年次有給休暇（年間20日間）のほか、夏季休暇・病気休暇・結婚休暇・出生支援休暇・出産休暇・介護休暇などの休暇制度があります。また、育児休業制度、育児短時間勤務制度、自己啓発等休業制度、配偶者同行休業制度などもあります。

※ 上記内容は、令和5年4月1日現在のものであり、変更になる場合があります。また、水道局、交通局、医療局病院経営本部などは一部異なることがあります。

## 9 その他

- (1) 問題は活字印刷文による出題です。
- (2) この選考において提出された書類は、一切返却しません。
- (3) 受験に際して市が収集する個人情報、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- (4) 障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、必ず8月25日（金）午後5時15分までに電話・FAX等で相談してください。
- (5) 集合時間（着席時間）は厳守してください。ただし、公共交通機関の不通・遅れによる場合は、集合時間（着席時間）までに、受験票に記載の当日連絡先に連絡してください。
- (6) 第一次選考当日の持ち物は、次のとおりです。
  - ア 受験票（裏面に必ず写真を貼ってください。）
  - イ シャープペンシル（HB又はB、0.5mm芯）又は鉛筆（HB又はB）
  - ウ プラスチック消しゴム
- (7) 携帯電話等の通信機器を選考時間中に発着信又は操作することは禁止します。携帯電話の電源は必ず切ってください（時計としての使用も不可。）。スマートウォッチも使用できません。
- (8) 選考会場への自家用車・バイク・自転車等の乗り入れはできません。
- (9) 選考会場内は全て禁煙です。
- (10) 会場内の室温の調整には留意しますが、空調の体感温度には個人差がありますので、温度調節のできる服装でお越しください。
- (11) 会場内には時計がありません。時計は必要に応じて各自で持参してください。
- (12) 地震など非常時のお知らせや、選考当日の注意事項がある場合には、横浜市ホームページでお知らせしますので、御確認ください。

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kenko/sonota/dhsaiyou/index.html>

## 10 申込方法 申込みは郵送（簡易書留）で行ってください。

※ 複数の申込みはできません。複数の申込みの場合、最初に到達したもの以外は無効とします。  
 ※ 申込書等の直接持ち込みはできません。

申込方法	郵送	<p>◆受付期間 令和5年8月2日（水）～8月18日（金）消印有効</p> <p>※封筒の表に「歯科衛生士選考申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留で次のあて先に送付してください。簡易書留郵便によらない場合の事故については、一切の責任を負いません。</p> <p>◆あて先 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市健康福祉局職員課職員係</p>
提出書類	<p>1 必要事項を記入した選考申込書</p> <p>2 歯科衛生士免許の写し</p> <p>裏面に書換の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。</p> <p>歯科衛生士の免許取得見込みの場合 免許に係る学校、養成施設の卒業・修了（見込）証明書 1通</p> <p>3 63円の通常ハガキ</p> <p>あて先面に御自分の氏名・住所を記載して提出してください。</p>	
受験票の交付	<p>受験票は、提出された書類により受験資格を審査した後、本人あてに郵送します。なお、<b>令和5年8月31日（木）までに受験票が届かない場合には、9月1日（金）正午までに</b>、健康福祉局職員課職員係まで連絡してください。</p> <p>受験票には、最近6か月以内に撮影した、鮮明な写真1枚（縦4cm×横3cm程度、上半身、正面向き、脱帽、カラー・白黒いずれも可、裏面に氏名を記入）を貼って、第一次選考当日に持参してください。</p>	

### ◆選考申込書

必要事項を記載した選考申込書を同封してください。ダウンロードした選考申込書を使用する場合は、表・裏合わせて1枚となるように、両面印刷してください。

### ◆歯科衛生士免許証の写し

歯科衛生士免許証の写しを同封してください。裏面に書換の記載がある場合は、裏面の写しも同封してください。

※取得予定の方は免許に係る学校、養成施設の卒業・修了（見込）証明書を同封してください。

### ◆通常ハガキ

63円の通常ハガキを同封してください。

ハガキ表面（あて先記載面）に御自分の氏名、住所を記載してください。

裏面には何も記載しないでください。

申込書が折らずに入る大きさ（角型2号）の封筒に入れてください。

郵便局で必ず、「簡易書留」で郵送してください。

赤字で記入

切手	231-0005	横浜市健康福祉局 職員課職員係 行	横浜市 中区本町 六十一十
歯科衛生士選考申込書在中 簡易書留			

御自分の住所	御自分の名前
--------	--------

## 【選考申込書記載についての注意点】

選考申込書は面接の参考資料になります。

記載にあたっては、以下の注意事項をよく読んでください。

※記載はパソコンによる入力か手書きのいずれかの方法で行ってください。

パソコンでの印刷時には必ず両面印刷を行い、選考申込書が表裏1枚となるようにしてください。

### ① 各欄について

- 氏名 : 氏名・フリガナを記載してください。
- 年齢 : 令和6年4月1日現在の年齢を記載してください。
- 住所 : 現住所を記載してください（各種通知の送付先になります。）。
- 連絡先 : 連絡先を記載してください。
- 学歴 : 直近2つの学歴を記載してください。
- これまでの職務経験 : 古いものが上になるように記載してください。
- 資格・免許 : 主な資格・免許等について記載してください。  
受験資格に該当する歯科衛生士免許は必ず記載してください。
- 志望理由 : 具体的に記載してください（100文字程度）。
- 力を入れた取組 : 具体的に記載してください（3つまで、箇条書き）。
- 成果や達成感を得た経験 : 具体的に記載してください（100文字程度）。
- 行政としての今後の取組 : 具体的に記載してください（200文字程度）。
- セールスポイント : 簡潔に記載してください（複数可）。
- 改善したいところ : 簡潔に記載してください（複数可）。
- 自己啓発活動 : 簡潔に記載してください（複数可）。
- 趣味・特技 : 簡潔に記載してください（複数可）。

- ② 選考申込書提出後の記載内容の変更は認めません。受験資格等の項目で確認が必要であると判断した場合は、こちらから連絡します。



## よくある質問

Q		A
申込みについて	インターネットでも申込みはできますか。	インターネットでの申込みはできません。必ず郵送(簡易書留)で申込手続を行ってください。
申込みについて	受験票はいつ郵送されますか。	受験票は、提出された書類により受験資格を審査した後、本人あてに郵送します。なお、 <b>8月31日(木)までに受験票が届かない場合には、9月1日(金)正午までに</b> 、健康福祉局職員課職員係まで連絡してください。
選考について	受験に際して、居住地、出身校、性別、職歴、本市以外の転職活動状況(併願状況)などによる有利・不利はありますか。	採用選考の可否は選考の結果のみで決定しており、そのようなことは一切ありません。
選考について	障害がありますが、受験に際して配慮をしてもらえますか。	障害等があり、選考当日に車いすを使用するなど受験に際して配慮が必要な方は、必ず8月25日(金)午後5時15分までに電話等で相談してください。
選考について	面接の日時を変更することはできますか。	日時を変更することはできません。指定された日時に受験してください。
合格後について	歯科衛生士の免許取得見込であったが、免許取得できなかった場合はどうなりますか。	歯科衛生士の免許取得ができなかった場合は、採用することができません。なお、採用後に免許取得できなかった事実が判明した場合には採用を取り消します。

受験手続その他採用選考に関するお問合せは・・・

## 横浜市健康福祉局職員課職員係

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

TEL 045 (671) 2378 FAX 045 (664) 4739

本採用選考の最新情報は、横浜市ホームページをご覧ください。

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kenko/sonota/dhsaiyou/index.html>